

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十八年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

特定非営利活動法人日本遺品整理機構	特定非営利活動法人の名称
倉野 英治	の代表者名
号 广島県安芸郡海田町寺迫二丁目四番二一	の主たる事務所所在地
この法人は、少子高齢化・核家族化を背景に、需要が高まっている遺品整理事業にまつわる問題点に関して、遺品整理業界の健全化・遺品のリサイクル、という二つの観点から、本人・遺族及び関係者に対して、安心して遺品整理を依頼できるよう、適切な援助・助言・相談対応事業を行うことにより、少子高齢化社会に対応した社会福祉の向上に寄与することを目的とする。	定款に記載された目的

平成二七年一二月二十五日

年あ申月つ請日たの